

6. 計画の実現に向けて

本計画は、「いわき市都市計画マスタープラン」に基づく内郷地区のより具体的なまちづくり計画として、「内郷まちづくり市民会議」を中心に地区住民の参画のもと、協働作業によりとりまとめたものである。

計画の着実な推進のためには、計画策定に携わった「内郷まちづくり市民会議」をはじめ、多くの市民や企業等が積極的にまちづくりに参加し、行政との信頼関係と協力体制を強化、継続させながら、適切な役割分担のもと協働により進めていくことが重要である。

1 協働作業による事業の推進

【計画の周知による参画意識の醸成方針】

事業を着実に進めるためには計画の周知に加え、まちづくりに対する市民意識の醸成が必要である。

計画の具現化に向けた取り組みと併せて、情報の発信を積極的に行うことで市民の意識の啓発を行い、行政による基盤整備と連携した地域住民の役割が重要であることを伝えていく。

【各主体の役割と取り組み】

①内郷まちづくり市民会議

内郷まちづくり市民会議は、内郷地区のまちづくりを主体的に担うことを目的として、既存のまちづくり団体を統合する形で、平成21年9月に設立された市民まちづくり団体である。

設立目的につながるまちづくり事業を自主的に展開するとともに、行政との協働により、地区まちづくり計画の着実な実現を目指す。

■市民会議の役割

- 市民意識の醸成、市民意見の調整、合意形成など
 - ・現状の把握、課題など市民情報の整理
 - ・情報の周知、伝達、共有、啓発
 - ・市民間、組織間、業種間の意見調整、話し合いの機会づくり
- 市民意見の確認、意向調査など
 - ・市民（地権者）の意向確認、調査
 - ・ワークショップ、勉強会などの開催
 - ・様々なまちづくり活動等への市民参加プログラムづくり、システムの構築
- 提案の作成、体制づくり
 - ・まちづくり提案の作成、まちづくり活動の企画・運営、体制づくり（維持管理、交流ネットワークづくり）
- 市民、行政との連携
 - ・まちづくりイメージの共有
 - ・行政と協働による地区まちづくり計画の進行管理、連絡調整



②市民・事業者

まちづくり団体や行政が発信する地区に関する情報を受け止め、まちづくりの様々な取り組みに積極的に参加するとともに、個人レベルでできることを自発的に進める。

地元の事業者も、地域との共存により発展するという認識に立ち、まちづくり事業等の活動に積極的に関与、参加、協力を行う。

■市民・事業者の役割

- まちづくり事業に対する理解・協力
 - ・行政やまちづくり団体等から発信されるまちづくり情報の把握
 - ・市民主体のまちづくり活動への参加・協力
 - ・公共事業等への理解と協力
- 各種まちづくり活動への積極的な参加
 - ・市民会議が主体的に実施する各種まちづくり活動やイベントなどへの積極的な参加と協力

③行政

道路・公園・下水道等の都市施設整備や生活環境整備、保健・医療・福祉の向上、教育文化の向上、産業振興等に係る施策の推進に加え、市民による自主的なまちづくり活動等を適切に支援し、市民との適切な役割分担・連携により、まちづくりを総合的に推進するための環境づくりを進める。

■行政の役割

- 庁内の情報共有、関係機関等との調整
 - ・事業、計画間の調整
 - ・市民、関連団体などとの情報共有
 - ・総合計画等の上位計画・関連計画との調整
- 情報の公開、提供、市民へのわかりやすい説明
 - ・まちづくり、景観整備などのビジョンの提示
 - ・計画、事業、整備内容などについての早い段階の情報公開
 - ・規制や法制度など関連情報の提供

- 市民意見・意向の把握と調整
 - ・パブリックコメント等による市民意見の把握
 - ・市民意見を踏まえた整備計画の作成
 - ・組織間、事業者間の調整
 - ・各種公共事業等における関係者の意見調整
- 都市基盤の整備、維持管理、専門家の派遣などの支援
 - ・都市基盤の整備促進
 - ・社会実験などへの協力、調整
 - ・公園、道路等の市民による維持管理活動に対する支援
 - ・専門家の派遣、市民参加プログラムづくりなどの支援
- 計画の定期的な見直し
 - ・市民参加による計画の点検と適時適切な見直しの実施

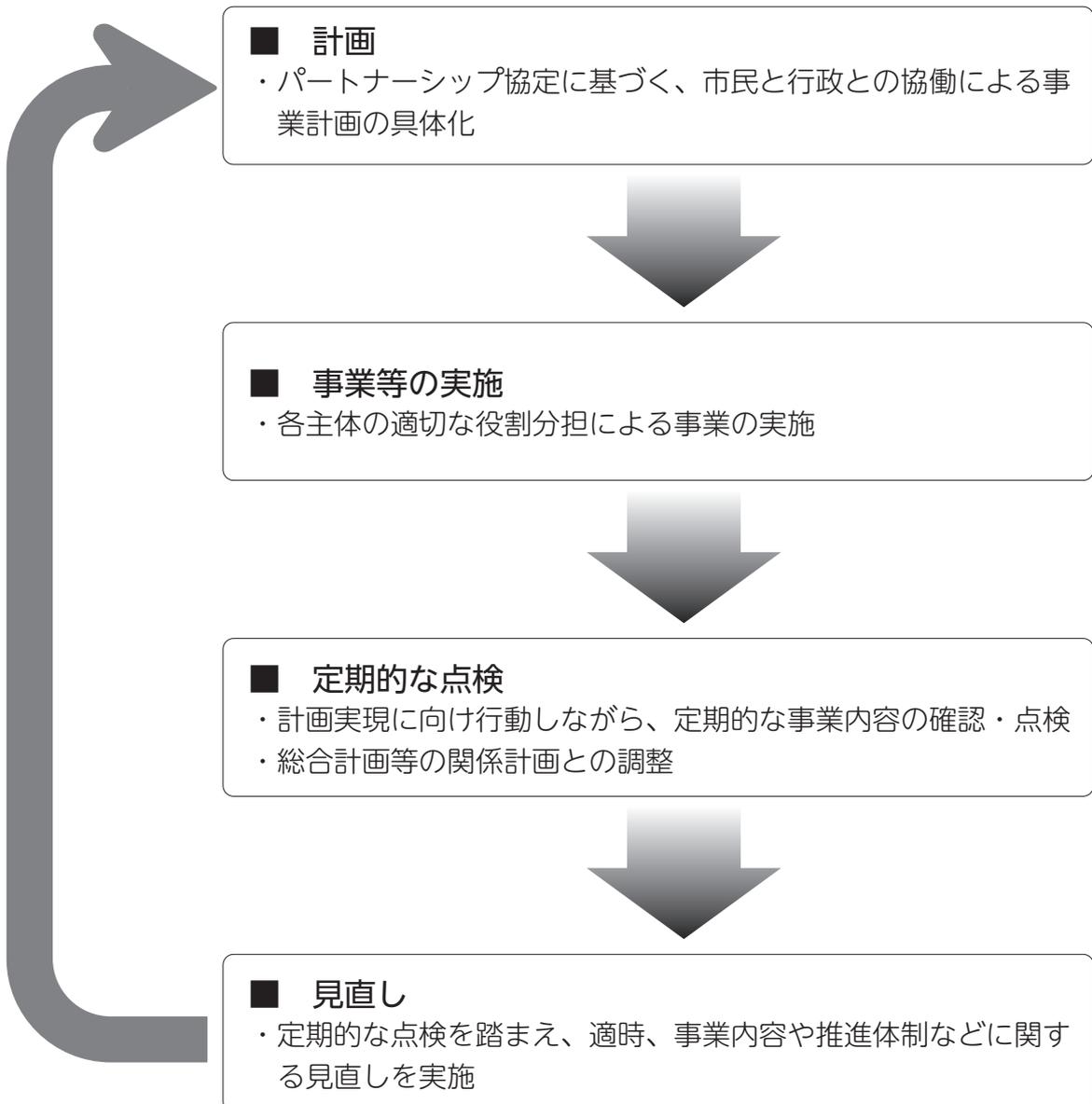
【協働による推進イメージ】

合理的かつ効率的なまちづくりの推進には、行政による基盤整備をはじめとする施策投入と、市民主体のまちづくり活動が有機的に連携することが重要である。

また、まちづくりを推進するためには、計画の具現化に向けた検討、事業の実施、定期的な点検、見直しのそれぞれの過程においても、市民と行政の協働による取り組みを継続し、適時計画の見直しを行いながら、まちづくり活動を深化させる必要がある。

この深化プロセスの考え方と、地区まちづくり計画推進イメージのフローを以下に示す。

まちづくり活動の深化プロセスの考え方



地区まちづくり計画推進イメージ

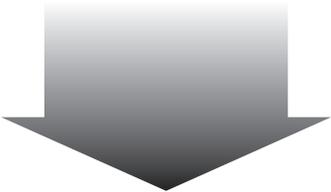
■ 地区まちづくり計画の策定

地区まちづくり計画

- まちづくりの基本方向と将来都市構造
- 部門別まちづくり方針
- 地区別まちづくり計画

計画の実現に向けて

- 地区別まちづくり事業計画案

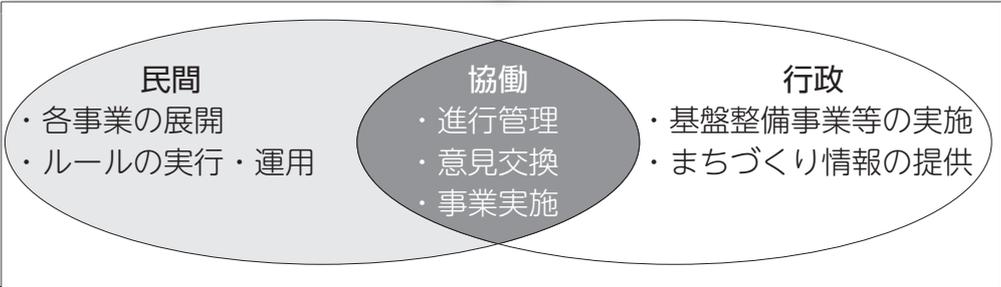


・課題の整理
・官民の役割分担
・関係者の合意形成

■ 計画の推進

事業手法 <ul style="list-style-type: none">○各種事業（都市基盤整備事業等）○ルールづくり（地区計画等）○まちづくり支援制度の活用	事業主体 (民間、行政、協働)
	実施時期 （短・中・長期）

事業計画の
具体化



各主体による
事業等の実施

よりよいまちづくりの実現

2 先導的・重点的な事業の抽出

内郷地区のまちづくりの目標を、市民と行政の協働により具現化していくためには、計画内容の事業としての具体化、そのスケジュールや実施主体などを関係権利者間で合意形成していく必要がある。

市民会議との協働による検討内容を踏まえた、現時点での具体的なまちづくり事業計画案は後述するが、特にまちづくり全体に対する先導効果の高いテーマや事業等を次のように選定し、優先的に進めるものとする。

○歴史資源の保存管理と歴史文化景観の保全

弥勒沢炭鉱資料館について、施設改善や公営化の可能性など、存続させるための方法を検討する。また、様々な歴史資料の保存・展示及び観光的活用施設の設置を検討し、文化イベント等複合的な活用を図る。また、地区内の歴史文化資源としての価値あるものについては、その景観を改変することなく後世に伝えるため、所有者や管理者と協議の上、その保全のための必要な措置を講ずる。

○排水施設の整備充実

道路の排水不良箇所を中心に側溝の整備を進めるとともに、雨水ポンプ場や排水路など排水施設の機能強化を図り、大雨時の安全性を向上させる。

○内郷駅周辺での交流拠点機能形成

内郷駅周辺に、商業施設をはじめ、人や情報が集まり交流の拠点となる施設の立地及び集積を、市民や民間の協力体制により推進する。

○内郷ブランドの名物づくり

内郷の地域性を活かしたスイーツや土産物など、新たな名物商品を開発し、土産コンテストなどブランド価値を高める取り組みを進める。

○身近な住民組織活動と高齢者の交流の場づくり

隣組などの地区住民間の結びつきを見直し、個人情報保護を考慮しつつ、高齢者を見守る活動、隣組相互間の対話や情報交流を促進するとともに、人口分布に合わせた子供会再編を進める。そうした活動の中で、高齢者等がまちなかで趣味活動や食事などをしながら自由に交流する「まちなかサロン」的施設を、空き店舗等を活用して設置運営するとともに、送迎システムなど人や情報が集まりやすい仕組みを整える。

3まちづくり事業計画案

地区まちづくり計画の推進に向け、現時点において目指すべき具体的なアクションプログラムを事業計画案として示し、まちづくりの目標を実現していくための各種のまちづくり事業の内容、主体、事業期間及び事業化に向けた取り組みや課題等を整理する。

なお、ここに挙げた事業は、すべてが新・市総合計画等に位置づけられる事業ばかりでなく、今後、課題等の整理を含めて検討が必要な提案事業等を始め、地域住民等が主体となり行政の支援を受けながら進めていく事業等も含まれている。

【事業主体】

地域住民と行政との「協働」によるまちづくりを積極的に推進していくためには、各主体の責務や役割を明確にし、相互に適切な連携を図りながら事業の実現に取り組んでいく必要がある。

本章の事業計画においては、行政が主体となって実施する事業、民間や地域住民等が主体となる事業、あるいは官民が協働作業により進める事業の3つに区分している。

なお、事業の着実な推進に向け、各主体が単独で行動する場合に比べ、地区におけるきめ細かなニーズの把握と合意形成の推進、事業手法や制度活用の提案など、行政と民間が常に連携しながら取り組むことにより、事業の実現性の向上や事業のスピードアップなどが図られることが期待される。

《事業主体の区分》

行 政	○公共事業として行政が主体となって実施する事業
民 間	○民間企業や商店会等が展開する事業 ○まちづくり団体や地域住民等が主体となって取り組むきめ細やかなソフト事業
協 働	○行政と民間が目的を共有し、役割分担を行いながら協働により取り組みを行う事業

【事業期間】

事業の実施期間については、概ね5年を目標とする短期、概ね10年を目標とする中期、概ね20年又はそれ以降を目標とする長期に区分し、事業を整理する。

区 分	目標年次	内 容
短期事業	概ね5年	①現在実施中の事業 ②既存の事業や制度の中で短期的に対応が可能な事業 ③課題の整理や地域の合意形成が比較的容易で、事業計画に位置づけし、短期で実施が見込まれる事業
中期事業	概ね10年	①現在、調査検討中で今後具体化に向け事業手法や事業費について引き続き検討を進める事業 ②課題の整理や地域の合意形成等から事業化には一定の時間を要する事業
長期事業	概ね20年 又は それ以降	①長期的なまちづくりの視点で取り組む事業 ②課題等の整理や合意形成には長期の時間を要する事業 ③大規模事業等で事業化を見極めるには、優先順位の検討や関係機関との調整等に十分な時間が必要な事業

【まちづくり事業計画表】

1) 市街地ゾーン

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
◎活気とにぎわいのある「内郷センター地区」の形成	○集客・にぎわい機能の集積促進	・商業系施設の立地集積促進	1-2-2			△
	○まちなかでの交流の場や機会の拡充	・高齢者等の交流の場づくり	8-1-4		☆	
		・内郷駅周辺での交流拠点機能形成	1-2-2		☆	
		・内郷駅前広場の有効活用	1-2-2		☆	
		・生涯学習・交流活動の推進	9-1-1			△
◎安全で清潔な市街地環境づくり	○市街地の防災機能の向上	・排水施設の整備充実	4-1-2 7-1-2	□		
		・河川堤防の機能強化と維持管理	4-2-1	□		
		・防災空間の確保	7-1-2	□		
		・防火施設の強化	7-2-1	□		
	○交通安全対策の強化	・幹線道路の交通安全対策の推進	2-1-4			△
		・生活道路の交通安全対策の推進	2-2-1			△
	○市街地の衛生環境の向上	・公共下水道の整備と普及率向上	4-1-1	□		
		・公共下水道施設の維持管理	4-1-1	□		
		・合併処理浄化槽の普及と適正管理	4-1-3			△
		・ごみ集積場のあり方検討	5-3-1			△
	○バリアフリー環境の形成	・バリアフリーの道路環境づくり	8-2-1	□		
		・公共施設等でのユニバーサルデザイン推進	8-2-1			△
	◎便利で機能的な道路交通環境の形成	○幹線道路の整備推進	・幹線道路網の拡充	2-1-2	□	
・既存幹線道路の機能向上			2-1-1	□		
○市街地内道路ネットワークの充実		・内郷市街地環状道路の整備	2-2-2			△
		・常磐線を横断する道路の改良整備	2-2-2			△
○公共交通機能の充実強化		・鉄道利用の促進	2-3-1			△
		・駅前駐車場の適正利用	2-3-1			△
		・バス交通の利便性向上	2-3-2			△
・鉄道とバスの連携強化	2-3-2		☆			
◎快適な公園空間・景観の確保と適正管理	○市街地内公園空間の確保	・内郷のシンボリック公園の位置づけと活用	3-1-1			△
		・市民の憩いの場の確保	3-1-1			△

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→			・来街者や住民ニーズの把握 ・地権者への協力依頼	・商工業活性化事業の適用
→			・運営主体の確立 ・設置場所の確保	
→				
→			・駐車場機能との調整 ・管理者（市）との調整	
→			・市民の学習・交流ニーズの把握 ・学習・交流プログラムの協働作成	・内郷公民館、図書館の活動
→				
→				
→			・不足箇所の把握	
→			・危険箇所の調査把握	
→			・危険箇所の調査把握	
→				
→				
→				
→			・現状の問題点の整理	
→				
→				
→				
→				
→			・JRとの調整	
→				
→			・公共用地としての認識の向上 ・管理者（市）との調整	
→			・バス事業者との調整	
→			・鉄道及びバス事業者との調整	
→			・各公園の必要施設等の整理	
→			・用地の確保	

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
	○河川・遊歩道など 快適環境の形成	・親水空間の形成	4-2-2			△
		・河川環境維持への取り組み	6-1-2			△
		・遊歩道ネットワークの形成	2-4-1			△
	○公園緑地環境の市 民参加による維持 管理	・公園等の協働維持管理体制 の確立	3-1-2			△
		○良好な市街地景観 の形成	・市街地内の緑化活動の展開	6-1-1		☆
	・景観形成の実践		6-1-3		☆	
◎保健・医療・ 福祉の拠点 機能の強化	○医療福祉の広域拠 点施設機能強化	・新病院の高度医療機能の充実	8-1-1	□		
		・総合保健福祉センターの 機能強化と有効活用	8-1-1			△
	○地域医療・保健体 制の充実	・病院と診療所の連携強化	8-1-2			△
		・病院や診療所の情報提供と 活用	8-1-2		☆	
		・健康づくり教室の充実	8-1-2			△
	・医療福祉人材の育成	8-1-2		☆		
○医療関連産業・施 設等の集積促進	・医療関連産業・施設等の 集積促進	1-2-2 10-1-1			△	
◎コンパクト な市街地形 成と良好な 土地利用	○健全な市街地の 形成	・市街地の拡散抑制	1-2-1			△
		・土地利用用途の調和	1-2-1			△
		・災害公営住宅の整備	9-2-3	□		
	○空き地・空き家対 策の検討	・空き地・空き家の管理体制 の充実	1-2-3 7-2-3			△
		・空き地・空き家の有効活用	1-2-3			△
		・空き地の広場としての活用	3-1-3			△

2) 郊外ゾーン

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
◎里山や河川 など自然環 境・景観の 保全	○里山や河川の環境 の協働維持管理	・自然環境保全の意識啓発	1-3-1			△
		・自然環境保全の市民活動展開	1-3-1			△
		・合併処理浄化槽の普及と 適正管理（再掲）	4-1-3			△
	○郊外の里山景観の 保全	・里山景観保全への取り組み	6-3-2			△
		・ごみの不法投棄防止	5-2-2			△
		・自然景観保護意識の啓発	6-3-1			△

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→			・整備箇所の選定 ・河川管理者との調整	
→			・市民の参加体制の確立	
→			・該当路線の位置づけ ・道路等管理者との調整	
→			・市民の参加体制の確立	
→			・緑化の指針等の整備	
→			・景観指導指針等の整備	
→				
→				
→				
→				
→			・医療系教育機関との協議	
→			・用地の確保	
→			・都市計画の的確な運用	
→			・都市計画の的確な運用	
→				
→			・情報把握方法の検討	
→			・活用のための条件整理 (所有権との調整等)	
→			・活用のための条件整理 (所有権との調整等)	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→				
→			・市民の合意形成	
→				
→			・市民の合意形成	
→			・協働実施体制の確立	・不法投棄監視サポーター制度の活用
→				

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
◎郊外の適正な土地利用と生活環境づくり	○適正な土地利用の推進	・都市的開発の抑制	1-3-①	<input type="checkbox"/>		
		・ゴルフ場跡地の活用方法検討	1-3-③			△
	○集落内の生活環境向上	・集落内生活基盤施設の計画的整備	1-3-③	<input type="checkbox"/>		
◎歴史資源を活かした観光魅力の増大	○近代化産業遺産等の適正な保存管理と活用	・適正な保存管理方法・体制の確立	9-3-①			△
		・資源の保存管理施設の整備検討	9-3-①			△
		・歴史資料の収集・作成と普及	9-3-①		☆	
		・近代化産業遺産等の保全対策	9-3-①			△
	○資源周辺的环境整備による観光価値の向上	・歴史文化観光ゾーンとしての環境整備	1-3-②			△
		・価値ある歴史文化景観の保全	6-2-①			△
		・価値を高める景観整備	6-2-①			△
		・観光業施設の設置と運営	10-1-④		☆	
	○観光拠点へのアクセス環境の向上	・快適なアクセス道路の整備	2-2-⑤	<input type="checkbox"/>		
		・観光拠点へのアクセス道路の景観づくり	6-2-②		☆	
		・観光拠点への誘導案内の充実	10-1-④			△
		・観光拠点での駐車場の改善整備	2-2-⑤			△
		・観光交通システムの検討	2-3-④		☆	
		・観光拠点内の歩行環境改善	2-4-②			△
	◎道路交通環境の改善整備	○幹線道路網の充実	・県道小名浜小野線の改良促進	2-1-②	<input type="checkbox"/>	
・湯本インターとの連絡道路の改良整備			2-1-③	<input type="checkbox"/>		
・常磐道のスマートインター設置の検討			2-1-③			△
○地区間道路・交通の確保と充実		・内郷～湯本間道路の改良整備	2-2-③	<input type="checkbox"/>		
		・公共交通機能の確保	2-3-③			△

3) 山里ゾーン

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
◎豊かな自然環境の保全と継承	○森林等自然環境の保全管理の体制づくり	・自然保全管理体制の確立	1-4-①			△
		・計画的な森林の育成管理	1-4-① 5-2-③		☆	
	○環境を守る対策や土地利用の検討	・土地利用規制のあり方の検討	1-4-①	<input type="checkbox"/>		

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→			・都市計画等の的確な運用	
	→		・地権者等との調整	
→			・各集落の問題点の把握整理	
→			・所有者、管理者との協議	
→			・所有者、管理者との協議	
→				
→			・対策必要箇所の現状把握	
→			・市民の合意形成	
→			・市民の合意形成 ・所有者、管理者との協議	
→			・市民の合意形成 ・所有者、管理者との協議	
→			・設置場所の確保 ・運営体制の確立	
→			・対象路線の選定	
→			・対象路線の選定 ・協働推進体制の確立	
→			・道路等施設管理者との調整	
→			・用地の確保	
→			・交通事業者との調整	
→			・地権者、道路管理者との協議	
→				
→				
→			・各種可能性等の調査	
→			・対象路線、区間の選定	
→			・バス等交通事業者との調整	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→			・市民の合意形成 ・市民の参加体制の確立	
→			・林業組織との協議	
→			・都市計画等の的確な運用	

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
		・水と緑の景観の維持保全	6-3-2			△
		・ごみの不法投棄防止（再掲）	5-2-2			△
		・自然景観保護意識の啓発（再掲）	6-3-1			△
◎山林や川の環境の有効活用	○自然とのふれあいの場の確保	・自然とのふれあい体験の場の形成	1-4-2 3-2-1			△
		・水生生物の棲息環境の管理と活用	5-1-2		☆	
	○自然とふれあう機会づくり	・自然とのふれあい体験の機会充実	5-2-1		☆	
		・交流の場としての自然活用	5-2-1			△
		・グリーンツーリズム（滞在型観光）の展開	10-2-2		☆	
◎山里での生活環境の向上	○安全快適な集落生活基盤の充実	・集落内道路の改善・整備促進	2-2-4	□		
		・公共交通機能の確保（再掲）	2-3-3			△
		・治山・砂防事業の促進	7-1-2	□		
	・防災情報機能等の充実と活用	7-1-3	□			
	○地域文化の伝承	・祭や伝統文化の継承	9-3-2		☆	
◎農林業など自然を活かした産業の振興	○農林産物の生産と流通の強化	・高野地区等での特徴ある農林産物の生産	10-2-1		☆	
		・農林産物の生産基盤となる施設整備の推進	10-2-1		☆	
		・農林産物の流通ルートの確保	10-2-1		☆	
	○鉱泉資源の有効活用	・高野鉱泉の交流の場としての活用	8-1-4		☆	

4) 内郷地区全体

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
◎都市施設機能の充実と有効利用	○道路の利用環境の改善	・幹線道路の歩道環境の改善	2-4-1	□		
	○公園の利用促進と機能確保	・公園情報の周知と有効利用促進	3-1-2			△
		・空き地の広場としての活用（再掲）	3-1-3			△
◎環境改善への地区をあげての取り組み	○新川水系の河川水質改善	・河川水質の浄化啓発	5-1-1			△
		・河川水質の監視	5-1-1			△
	○環境共生への全地区的取り組み	・ごみ減量化の運動展開	5-3-1		☆	
		・省エネ推進モデル事業の展開	5-3-2		☆	
		・スマートシティへの取り組み	5-3-2			△

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
		→	・市民の合意形成 ・市民の参加体制の確立	
→			・協働実施体制の確立	・不法投棄監視サポーター制度の活用
→				
		→	・父兄との信頼関係の構築	
		→	・棲息状況の調査、実施箇所の選定	
		→		
		→		
	→		・市民の合意形成	
		→	・問題箇所等の把握整理	
		→	・バス等交通事業者との調整	
→				
→				
		→		
		→	・推進主体、体制の確立	
		→		
		→		
		→	・所有者との協議	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
		→	・問題箇所、整備必要区間の把握整理	
→				
		→	・活用のための条件整理 (所有権との調整等)	
		→		
		→	・監視体制の確立	
	→			
		→	・推進主体体制の確立	・緑のカーテンコンテストの活用
		→	・取り組み内容の検討	

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
◎美しい景観 づくりの地区 ぐるみの 展開	○地区を通じた美化 活動等の展開	・花のまちづくりの展開	6-1-①		☆	
		・地区ぐるみの環境美化活動	6-1-②		☆	
	○良好な景観づくり への意識と体制づくり	・景観づくりの体制づくりと 啓発	6-1-③			△
◎防災・防火・防犯の 全地区的機能 強化	○市民の防災・防火 等の意識高揚	・防災意識の向上	7-1-①			△
		・防火意識の啓発	7-2-①			△
	○防災・防火・防犯 対策の推進	・危険箇所の点検と改善	7-1-②			△
		・橋梁の長寿命化・耐震化対策	2-2-①	□		
		・炭鉱跡の落盤防止対策	7-1-②			△
		・防犯対策の強化	7-2-③			△
	○防災・防火等の拠点 機能強化	・空き地・空き家の管理体制 の充実（再掲）	1-2-③ 7-2-③			△
		・防災拠点機能の強化	7-1-②	□		
○防災・防火等の拠点 機能強化	・内郷消防署の消防力強化	7-2-②	□			
◎福祉機能の 地区内ネット ワーク形成	○福祉機能の地区内 ネットワーク強化	・各種福祉施設の機能強化と 連携	8-1-③			△
		・子育て環境の充実	8-1-③			△
◎生涯学習・ スポーツ振 興への取り 組み	○内郷らしい生涯学 習活動の展開	・生涯学習・交流活動の推進 （再掲）	9-1-①			△
		・体験学習の拡大	9-1-①			△
		・「内郷学」講座の運営	9-1-①			△
		・食育の推進	9-1-①		☆	
	○スポーツのまちと しての環境充実	・スポーツ大会・活動の推進	9-1-②			△
		・スポーツ環境の整備	9-1-②			△
		・スポーツ団体の育成	9-1-②		☆	
◎幅広い交流 の推進	○交流活動の全地区 的展開と発信	・団体・サークル活動の 推進と拡大	9-2-①		☆	
		・青少年の健全育成活動	9-2-①			△
		・あいさつ運動の展開	9-2-①		☆	
	○交流の輪の拡大	・内郷コミュニティサイトの 運営	9-2-④		☆	
		・身近な住民組織の充実	9-2-①		☆	
		・中・高校生とのまちづくり 交流	9-2-①			△
	・福祉施設や祭を通じた交流 拡大	9-2-①			△	

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
→	→		・市民の意識醸成 ・ボランティア組織体制等の確立	
→	→	→	・市民の意識醸成	
→	→		・市民による推進体制の確立	
→	→			
→	→			
→	→		・協働実施体制の確立	
→	→			
→	→		・専門家による調査	
→	→	→		
→	→		・情報把握方法の検討	
→			・必要な対策の把握整理	
→			・消防署の施設整備方針の確定	
→	→	→		
→	→	→		
→	→	→		
→	→	→	・学校との調整	
→	→	→		
→	→	→	・取り組み内容の検討と主体の確立	
→	→	→		
→	→	→	・道路や関係施設管理者との調整	
→	→	→		
→	→	→	・学校との調整	
→	→	→		
→	→	→	・管理運営体制の確立	
→	→	→	・各組織の合意形成	
→	→	→	・学校との調整	
→	→	→	・福祉施設との協議	

目 標	基本方針	まちづくり事業	部門別 まちづくり方針	事業主体		
				行政	民間	協働
	○交流につながる環境整備	・ 地区間・地域間の交流活動	9-2-①		☆	
		・ 震災避難者の地区への融合促進	9-2-③		☆	
		・ 公民館機能の充実	9-2-②			△
		・ 災害公営住宅の整備（再掲）	9-2-③	□		
◎内郷固有の歴史・文化の継承と発信	○歴史資産の保存・管理	・ 適正な保存管理方法・体制の確立（再掲）	9-3-①			△
		・ 資源の保存管理施設の整備検討（再掲）	9-3-①			△
		・ 歴史資料の収集・作成と普及（再掲）	9-3-①		☆	
		・ 近代化産業遺産等の保全対策（再掲）	9-3-①			△
	○地区の歴史文化を知り合い伝える活動	・ 祭や伝統文化の継承（再掲）	9-3-②		☆	
		・ 歴史文化の伝承者の育成	9-3-③		☆	
		・ 学校での地区の歴史教育	9-3-③			△
		・ 文化・観光マップや資料の作成	9-3-③		☆	
	○内郷独自の文化創造	・ 内郷歴史の食文化づくり	9-3-②		☆	
	◎商工・観光業の活性化による地区活力増進	○地場産業づくり	・ 内郷ブランドの名物づくり	10-1-②		☆
・ グルメコンテストの開催			10-1-②		☆	
・ 内郷版みつばちプロジェクト			10-1-②		☆	
○商業の活性化		・ 病院周辺での商業集積	10-1-③			△
		・ 内郷駅周辺での商業魅力向上	10-1-③			△
○観光業の活性化		・ 周辺地区との観光連携	10-1-④			△
		・ おもてなしの心づくり	10-1-④		☆	
		・ 湯の岳パーキングエリアでの観光案内等事業	10-1-④			△
	・ 観光P R・情報発信	10-1-④		☆		

事業期間			事業化に向けて整理すべき事項	備 考
短期	中期	長期		
		→		
→				
	→		・市民ニーズの把握	
→				
	→		・所有者、管理者との協議	
	→		・所有者、管理者との協議	
	→			
		→	・対策必要箇所の現状把握	
		→		
		→		
		→	・学校との調整	
→			・実施体制の強化	
	→			
	→		・商工事業者の参加	
	→		・商工事業者の参加	
	→			
	→		・取り組み内容の具体化	
		→	・用地の確保	
		→	・用地の確保	
		→		
		→		
	→		・NE X CO東日本との協議	
		→		

内郷地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定書

内郷地区まちづくり計画策定に関する
パートナーシップ協定書



内郷まちづくり市民会議
いわき市



パートナーシップ協定締結式
(平成24年6月8日)

内郷地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定書

市民の自立的なまちづくり組織として設立された内郷まちづくり市民会議（以下「市民会議」と称する。）といわき市（以下「市」と称する。）は、都市計画に関する基本的な方針（特長の都市ビジョン）を定めた「いわき市都市計画マスタープランに基づき、地域特有の資源を有効に活用し市街地の再生整備を図るため、「地区まちづくり計画」の策定に向け、次のとおり協定を結びます。

第1 目的

この協定は、「地区まちづくり計画」を、市民会議と市が協働で策定するにあたり、それぞれの役割分担や相互協力等について定めるものです。

第2 協働の原則

市民会議と市は、互いに次の原則を厳守します。

- 1 「地区まちづくり計画」策定を目的として共有すること。
- 2 それぞれの自主性、主体性を尊重すること。
- 3 お互いの有する情報の共有に努めること。

第3 役割と責務

市民会議と市は、それぞれの役割を分担し、適宜必要に応じた連絡調整を図ります。

1 市民会議の役割と責務

- (1) 自立的な組織として自発的な検討を行い、公益的な立場で「地区まちづくり計画」に反映されるための市民提案（グラウンドデザイン）を作成します。
- (2) 市民提案作成の経過・内容・成果等について、広く一般に情報を公開します。
- (3) 市民の意見や要望を幅広く集め、多様な意見を集約し、合意形成を図ります。

2 市の役割と責務

- (1) 市民会議に対して、まちづくりの専門家の派遣や調査活動の支援を行います。
- (2) 市民会議に対して、まちづくりに関する必要な情報を提供します。
- (3) 市民提案（グラウンドデザイン）を尊重し、「地区まちづくり計画」を策定します。

3 相互の連絡調整

市民会議と市は、全体の運営やお互いの問題解決のために調整を必要とする事項については、適宜、意見交換等を行うなど連絡調整を図ります。

第4 協力関係の継続

市民会議と市は、「地区まちづくり計画」策定後も、計画の着実な実現を図るため、共に責任を持ち協力を続けます。

第5 その他

この協定に定めていない事項で、今後、疑義や問題点などの解決のために必要と認められる事項が生じた場合には、市民会議と市が相互に合意の上で、協定書に加えることができるものとします。

平成24年6月8日

内郷まちづくり市民会議

会長 山口 弘之



いわき市

いわき市長

渡辺 敬夫



■内郷地区まちづくり計画策定経過

年 月 日	内 容
平成21年 9月	内郷まちづくり市民会議設立
平成24年 6月 8日	市民会議と市の間で「地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」を締結
平成24年10月	「内郷グランドデザインNEWS」第1号発行
平成25年 1月26日	「内郷地区グランドデザイン」策定中間報告会の開催
平成25年 3月	「内郷地区グランドデザイン～宝の郷づくり～」作成（市民会議）
平成25年 6月 1日	「内郷地区グランドデザイン～宝の郷づくり～」発表会
平成25年 7月29日	内郷地区まちづくり計画策定に関する市民会議との第1回意見交換会の開催（以後計10回開催）
平成25年 8月	庁内各課へ、内郷地区関連事業等調査を実施
平成25年 8月26日	市民会議との意見交換会
平成25年 9月30日	市民会議との意見交換会
平成25年10月28日	市民会議との意見交換会
平成25年11月14日	内郷地区まちづくり計画策定行政部会を設置
平成25年11月25日	市民会議との意見交換会
平成25年12月16日	市民会議との意見交換会
平成25年12月27日	内郷地区まちづくり計画策定行政部会ワーキンググループへ、計画案（たたき台）に対する意見照会
平成26年 1月27日	市民会議との意見交換会
平成26年 2月10日	市民会議との意見交換会
平成26年 2月20日	内郷地区まちづくり計画策定行政部会へ、計画案（修正素案）に対する意見照会
平成26年 2月24日	市民会議との意見交換会
平成26年 3月10日	市民会議との意見交換会
平成26年 3月	「内郷地区まちづくり計画」の最終案作成
平成26年 3月～7月	「内郷地区まちづくり計画」の庁内意思決定
平成26年 7月	「内郷地区まちづくり計画」策定



発行日 平成 26 年 7 月

■お問い合わせ■

いわき市 都市建設部 都市計画課

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

TEL : 0246-22-7511 FAX : 0246-24-4306

<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>